

第五十條 組合長ハ耕地利用、状況ヲ調査ノ利用ノ條件ニ  
反スルモ一アリト認メタルトキハ組合員シテ某、  
耕地ヲ返還セシムルモノトス

第五十一條 本組合ハ組合維持、為ノ利用料一石ニ付玄米二升以  
内ニ於テ足ムル額ヲ組合員ヨリ坐收シ之ヲ経費ニ充当ス  
但シ其ノ額ハ理事ニ於テ毎年之足ムルモノトス

### 第五章 利餘金処分並ニ損失、填補

第五十二條 利餘金ヨリ準備金ニ積立ツルハキ金額ヲ控除シ尚残ス

第五十三條 利餘金、配当金、特別積立金又ハ役員報酬金トナスモノトス  
於ケル組合員、松込出資額及準備金並ニ特別積立金ニ對ス  
ル特分額ヲ合算シタル金額ニ應ニ來、率ハ年大万以下トス

第五十四條 損失、填補ハ首先特別積立金ナシニ次ニ準備金ナシナス

### 第六章 加入増口及脱退

第五十五條 新ニ組合員タラントスル者又ハ出資口數ヲ増加セントスル者ハ  
申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込オ承諾シタルトキハ某ノ旨申込人ニ通知シ加入

金又ハ増口金及出資第一回、松込ヲ為サンタル後組合員名  
簿一記載スルコトヲ要ス

前項ノ加入金又ハ増口金ハ一年度ニ於テ之ヲ坐セス以後毎  
年通常総会ニ於テ組合財産、増減、應ニテ其ノ額ヲ足ム  
第十九條 特分ノ讓渡シトスニ場合ニ於テハ理事、承諾ヲタルコト  
ヲ要ス 特分ノ讓り受ケントスル者カ組合員ニ非ルトキハ加  
入金及出資、松込ヲ為サニメアル外第五十五条ノ規定ヲ準用ス  
第五十六条 組合員退脱セントスルトキハ其ノ事業年度末大月前ニ集  
1首ヲ理事、予告スルコトヲ要ス

第五十七条 死亡ニ因リ脱退シタル組合員、相続人カ直ニ加入ノ年統  
ナシタルトキハ組合ハ被相続人ニ對スル特分ノ利害計算  
ヲ為シタルトキハ組合ノ被相続人ト同一ノ権利ヲ有シ義務ヲ負フセ  
ト看做ス

但シ此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ坐セス

者ス

第五十九條 組合員左ノ事由、一一當此ノ終会、未議、三月上ヲ除  
一、出資、松込、過怠金、納付、利用料、支払ヲ怠リ、不日付、未